

（令和 6 年分）
収 支 報 告 書

（ふりがな） すずき ひさひろ こうえんかい

1 政治団体の名称 鈴木 ひさひろ 後援会

2 主たる事務所の所在地 掛川市上垂木2907-1

3 代表者の氏名 鈴木久裕

4 会計責任者の氏名 鈴木裕臣



事務担当者の氏名

鈴木裕臣

（電話番号）

0537-26-3597

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

入力済

(その 2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億 百万 千 円
	5,102
(前年からの繰越額)	5,102
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	5,102

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	十億 百万 千 円 0
員 数	人 0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附) (内書)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (内書)		
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(そ の 13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費	十 億 百 万 千 円		
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費			
小 計	0	0	経常経費の計
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費 (小計)	0	0	(3)のア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費			
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費			
エ そ の 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費			
小 計	0	0	政治活動費の計
合 計	0		

(そ の 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

宣

誓

書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 16 日

政治団体の名称 : 鈴木ひさひろ後援会

会計責任者の氏名 : 鈴木 裕 臣



（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名 :

印）

※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は必ず代表者本人が自署すること。